

議案第34号

飯能市税条例等の一部を改正する条例（案）

（飯能市税条例の一部改正）

第1条 飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条の4第1項中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものとの交付を含む。）の手数料」に改める。

第26条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第26条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第27条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第29条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」

に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第29条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第36条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第3条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第6条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第12条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年

分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第13条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第14条の4の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第14条の5第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第14条の5第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第14条の11を削る。

（飯能市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 飯能市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第12号）の一部を次のように改正する。

飯能市税条例第29条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（）の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第17条第2項及び第29条の3の3第1項並びに附則第1条の4第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中飯能市税条例第29条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第29条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第

3条の3の2第1項及び第13条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第14条の11を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

- (2) 第1条中飯能市税条例第26条第4項及び第6項、第27条の9第1項及び第2項、第29条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の7の改正規定並びに同条例附則第12条の3第2項、第14条の4の2第4項並びに第14条の5第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（飯能市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第12号）附則第2条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
(3) 第1条中飯能市税条例第11条の4第1項の改正規定及び次条の規定 令和6年4月1日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例第11条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の飯能市税条例（以下「新条例」という。）第29条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第29条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の飯能市税条例（次項において「旧条例」という。）第29条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第29条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受け

るべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前的地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和4年6月3日提出

飯能市長 新井重治

飯能市税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
(納税証明書の交付手数料) 第11条の4 法第20条の10の納税証明書の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもののが交付を含む。）の手数料は、飯能市手数料条例（平成12年条例第14号）の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。	(納税証明書の交付手数料) 第11条の4 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、飯能市手数料条例（平成12年条例第14号）の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。
2 省略 (所得割の課税標準) 第26条 省略 2～3 省略 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。	2 省略 (所得割の課税標準) 第26条 省略 2～3 省略 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定

5 省略

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第29条の2第1項の規定による

申告書

(2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたもののみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 省略

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第29条の2第1項の規定による

申告書

(2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第27条の9 所得割の納税義務者が、
第26条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第27条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第27条の9 所得割の納税義務者が、
第26条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第27条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 省略

(市民税の申告)

第29条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納稅義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の7の規定により控除すべ

3 省略

(市民税の申告)

第29条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納稅義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第17条第2項に規定

き金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第17条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下であるもの（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長が定める様式による。

3～9 省略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

（1）省略

する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下であるもの（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長が定める様式による。

3～9 省略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

（1）省略

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3) 省略

(4) 省略

2～5 省略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）

(2) 省略

(3) 省略

2～5 省略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書

を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 省略

(4) 省略

2～5 省略

（特別徴収税額の納入の義務等）

第36条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

第3条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11

を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

2～5 省略

（特別徴収税額の納入の義務等）

第36条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第2項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

第3条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11

年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 省略

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

3～24 省略

25 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

26 省略

27 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第12条の3 省略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法

第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 省略

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

3～24 省略

25 省略

26 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第12条の3 省略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法

第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等

に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第26条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第27条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第26条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第26条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 省略

2 省略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条

3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 省略

2 省略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条

の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の4の2 省略

2~3 省略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の4の2 省略

2~3 省略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第29条の2第1項の規定による申告書

(2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみ

		<u>なされる場合における当該確定申告書に限る。)</u>
5 省略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	5 省略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	
第14条の5 省略	第14条の5 省略	
2~3 省略	2~3 省略	
<u>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u>	<u>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> (1) <u>第29条の2第1項の規定による申告書</u> (2) <u>第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u>	
5 省略	5 省略	
6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第	6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第	

3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第27条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の5第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第27条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の5第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第14条の11 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定

の適用を受けた場合における附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

飯能市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>省略</p> <p>第29条の3の3第1項中「<u>扶養親族</u>」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。</p>	<p>省略</p> <p>第29条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。</p>
<p>省略</p> <p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例による改正後の飯能市税条例（以下「新条例」という。）第<u>17条第2項及び第29条の3の3第1項並びに附則第1条の4第1項の規定</u>は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>省略</p> <p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例による改正後の飯能市税条例（以下「新条例」という。）の<u>規定中個人の市民税に関する部分</u>は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>

民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年十二月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百三十二号

民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。
民法等の一部を改正する法律の施行期日は令和五年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和六年四月一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄
総務大臣 金子 恭之
法務大臣 古川 穎久
財務大臣 鈴木 俊一
厚生労働大臣 後藤 茂之
農林水産大臣 金子原二郎
経済産業大臣 秋生田 光一
国土交通大臣 斎藤 鉄夫

○ 総務省令第三十五号

地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）の一部の施行及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣 武田 良太

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「市町村長は、」の下に「法第二百二十二条の四第一項又は第五項の規定により指定した」を加え、「特別徴収義務者用通知書」を「前項の表の四の上欄に掲げる通知書」に、「法第三百二十二条の四第七項」を「同条第七項」に改め、又は

二十二条の四第一項又は第五項の規定により指定した」を加え、「特別徴収義務者用通知書」を「前項の表の四の上欄に掲げる通知書」に、「法第三百二十二条の四第七項」を「同条第七項」に改め、「又は前項」を削り、「による」の下に「法第二百二十二条の四第一項に規定する」を、「通知事項」の下に「（法第三百二十二条の六第一項の規定に該当する場合には、特別徴収税額を変更した旨）を加え、同項を五百二十二条の六第一項に規定する」を、「通知事項」の下に「（法第三百二十二条の五項）を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項の規定は」を「第五項の規定は」に、「第六項中」を「第五項中」に改め、同項を同条第七項とする。

同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」とし、第六項を第五項とし、同条第八項中「第六項の規定は」を「第五項の規定は」に、「第六項中」を「第五項中」に改め、同項を同条第七項とする。

第二条の二第九項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第二条の三第二項第八号中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第二条の三第二項第八号中「控除対象扶養親族以外」を「年齢十六歳未満」に改める。

第二条の三第一項第一号中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。第二条の三の五第三項中「控除対象扶養親族以外」を「年齢十六歳未満」に改める。

第二条の三の六第一項第一号中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第九条の二十二の見出しが「（法第三百二十二条の四第七項、第八項、第九項及び第十項に規定する給付方法）に改め、同条第一項中「この条」を「この項及び第五項」に改め、「定める基準」の下に「（第三項において「特別徴収税額通知安全性基準」という。）を加え、「同項」を「法第三百二十二条の四第七項」に、「特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、「次項において同じ。」を削り、「通知事項」（法第三百二十二条の四第一項に規定する通知事項をいう。第四項第一号において同じ。）に係る情報（以下「この条において「通知情報」という。）に改め、同条第二項中「この条」を「この項、次項」に改め、「電子証明書をいう。」の下に「（次項及び）」を加え、同条第三項中「（第三百二十二条の四第九項）を「（第三百二十二条の四第十一項）に改め、「受信者ファイル」の下に「（専ら法第三百二十二条の四第七項又は第八項に規定する特定特別徴収義務者（以下「この項において「特定特別徴収義務者」という。）の使用の用に供せられるファイルをいう。）を加え、「法第三百二十二条の四第七項に規定する特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

新規則第二条の三の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二条の三の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和六年法律第二百三十三号）第二十八条第一項に規定する給与等（以下「この項において「給与等」という。）について法第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項に規定する申告書又は法第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項に規定する申告書（以下「この項において「給与所得者の扶養親族申告書等」という。）を提出する場合について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について給与所得者の扶養親族申告書等を提出した場合については、なお從前の例による。

新規則第二条の三の五第三項及び第二条の三の六第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和六年法律第二百三十三号）第二十八条第一項に規定する給与等（以下「この項において「給与等」という。）について法第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項に規定する申告書又は法第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項に規定する申告書（以下「この項において「給与所得者の扶養親族申告書等」という。）を提出する場合について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について給与所得者の扶養親族申告書等を提出した場合については、なお從前の例による。

この項及び第五項において同じ。に規定する総務省令で定める方法は、市町村長が、特別徴収税額通知安全性基準に従い、機器の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら法第三百二十二条の四第八項に規定する特定特別徴収義務者（次項において「特定特別徴収義務者」という。）の使用の用に供せられるファイルをいう。）に通知情報を、当該市町村長の使用に係る電子計算機から入力し、及び機器が、当該通知情報を加工し、これに電子署名を行い、当該電子署名を行つた者を確認するため必要な事項を証する電子証明書を併せてこれを送信して行う方法をいう。法第三百二十二条の四第九項（法第三百二十二条の六第二項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法をいう。

- 1 特定特別徴収義務者が、当該通知事項の提供を受けるべき納稅義務者に係る通知事項を印刷したものを受け取って行う方法
- 2 特定特別徴収義務者が、当該通知情報の提供を受けるべき納稅義務者に係る通知情報を記録した電磁的記録媒体（法第七百六十二条第一号に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を交付して行う方法
- 3 第二十四条の三十九第一項第十号中「（第三百二十二条の四第五項）の下に「第七項及び第八項」を加える。
- 4 第一条 この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、附則第三十条を削り、附則第三十一条を附則第三十条とする。

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、附則第三十条を削り、附則第三十一条を附則第三十条とする。（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税についてのこの省令による改正前の地方税法施行規則第二条第二項の規定による同項に規定する通知事項の提供については、なお從前の例による。

この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の三第二項（第八号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法（以下「法」という。）第四十五条の二第一項及び第三百七十七条の二第一項に規定する申告書を提出する場合（法第四十五条の三第一項及び第三百七十七条の三第一項の規定により提出されたものとみなされる場合に限る。以下この項において同じ。）について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る法第四十五条の二第一項及び第三百七十七条の二第一項に規定する申告書を提出した場合については、なお從前の例による。

新規則第二条の三の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二条の三の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和六年法律第二百三十三号）第二十八条第一項に規定する給与等（以下「この項において「給与等」という。）について法第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項に規定する申告書（以下「この項において「給与所得者の扶養親族申告書等」という。）を提出する場合について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について給与所得者の扶養親族申告書等を提出した場合については、なお從前の例による。

新規則第二条の三の五第三項及び第二条の三の六第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和六年法律第二百三十三号）第二十八条第一項に規定する給与等（以下「この項において「給与等」という。）について法第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項に規定する申告書（以下「この項において「給与所得者の扶養親族申告書等」という。）を提出する場合について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について給与所得者の扶養親族申告書等を提出した場合については、なお從前の例による。

(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十二条 第十三条の規定による改正後の特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第七条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び特別法人事業税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第二十五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のよう改正する。
 第二百八十二条第二項中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に、「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

(地方交付税法の一部改正)

第二十六条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のよう改正する。
 第十四条第二項中「第七十二条の二十四の七第九項」を「第七十二条の二十四の七第十項」に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号)の一部を次のよう改正する。
 第二条のうち、地方税法第四十五条の三の三第一項の改正規定中「第四十五条の三の三第一項中」の下に「扶養親族」の下に「年齢十六歳未満の者又は」を加え、「を加え、「控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢十六歳未満の者」を「有する者」に改め、同法第三百七条の三の三第一項の改正規定中「第三百七条の三の三第一項中」の下に「扶養親族」の下に「年齢十六歳未満の者又は」を加え、「を加え、「控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢十六歳未満の者」を「有する者」に改める。

(附則第二十一項、第三項及び第四項を削り、同条第二項を同条とする。)

総務大臣 金子 恒之
財務大臣 鈴木 俊一
内閣総理大臣 岸田 文雄

第十一條 六年新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 六年新法附則第三十五条の二の六第一項の規定の適用については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の市町村民税限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和二年から令和四年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市町村民税に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）第二条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の二の六第十五項に規定する申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。）」と、「について連続して確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市町村民税に係る旧申告書）」を連続して」とする。

第十二条 第六条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（次項において「新令和二年改正前地方税法」という。）第二十条の九の三第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税に係る同項に規定する改正前の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第六条の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新令和二年改正前地方税法附則第八条第一項及び第十三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第十三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十四条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和七年三月三十一日までの間に旧法第三百四十九条の三第二項に規定する一般ガス導管事業者のうちガス事業法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者が新設した同項に規定する借却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、令和四年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に新設された同項に規定する借却資産に対する同項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の二」とあるのは「六分の五」とする。

3 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に新たに製造された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成二十二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第七項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に新たに製造された旧法附則第十五条第十項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成三十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第十七項に規定する対象特定電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十七項に規定する認可を受けた同項に規定する特定立地誘導促進施設に定められた同項に規定する特定立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日前までの間に同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十六項に規定する土地使用権を取得了した者が整備する同項に規定する施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 令和二年四月一日から附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日前までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十八項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 附則第一条第九号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十八項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）附則第十二条に規定する同法第二条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十八項に規定する認定就農者の利用に供する同項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和二年四月一日」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）の施行の日」と、「認定就農者」とあるのは「認定就農者（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第十二条第二項に規定する同法第二条の規定による改正前の二項）」とする。

12 昭和三十八年一月二日から令和四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の六第一項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 昭和三十九年一月二日から令和四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の六第一項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成二十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附则第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事（以下この条において「熱損失防止改修工事」という。）が行われた同項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成二十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九の二第二项に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九の二第二项に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第十四条 附則第一号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第三百八十二条の二の規定による固定資産課税台帳に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第三百八十二条の二の規定による固定資産課税台帳（同条第一項の規定による措置を講じたものを含む。）若しくはその写しの閲覧若しくは同法第三百八十七条第三項若しくは第四項による土地名寄せ若しくは家屋名寄せ若しくはそれらの写しの閲覧又は同法第二十条の十若しくは第三百八十二条の三の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

第十五条 第三条の規定による改正後の地方税法第三百八十二条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後にされる不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第七十六条の三第三項の規定による付記について適用する。

3 新令和二年改正前地方税法第七十二条の二第一項第三号、第七十二条の二十四の七第二項（同号）に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。及び第三項並びに第七十二条の四十八第三項及び第九項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 最初事業年度開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新令和二年改正前地方税法第七十二条の二第一項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下この項において「対象ガス供給業」という。）を行っていた法人（ガス製造事業者等に限る。）の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を新令和二年改正前地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連続所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

（不動産取得税に関する経過措置）

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十一条第一項の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第十一条第一項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）附則第五条第二項の規定によりなりなおその効力を有するものとされる同項に規定する

法律第十九条第一項に規定する農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十一項中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があった」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）附則第五条第二項の規定によりなりなおその効力を有するものとされる同項に規定する」と、令和三年四月一日とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日」とする。

第九条 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の方税法（次項及び附則第十八条第一項において「五年新法」という。）第七十三条の十八、第七十三条の二十五、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の四まで及び第七十三条の二十七の六の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 第十条 新法第三百三十七条の三の二第一項の規定は、二号施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用し、三号施行日前にされる五年新法第七十三条の二十の二の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する給与について提出した同項及び同条第二項に規定する申告書については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

2 新法第三百三十七条の三の二第一項の規定は、三号施行日以後に支払を受けるべき所得税法第二百三十六条第一項に規定する公的年金等（同法第二百三十六条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新法第三百三十七条の三の三第一項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第三百三十七条の三の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新法附則第五条の四の二第五項から第八項までの規定は、市町村民税の所得割の納稅義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。）を同条第一項に規定するところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市町村民税の所得割の納稅義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第六項及び第七項において同じ。）を同条第一項に規定するところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

4 新法附則第七条第十項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、市町村民税の所得割の納稅義務者が同日前に旧租税特別措置法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）が施行日以後に支出する同条第八項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第九項に規定する申告特例の求める申告特例の求めについて適用し、市町村民税の所得割の納稅義務者が施行日前に支出した旧法附則第七条第八項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第九項に規定する申告特例の求めについては、なお従前の例による。

5 新法附則第四十五条第五項及び第六項の規定は、市町村民税の所得割の納稅義務者が令和四年一月一日以後に新震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。）又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市町村民税の所得割の納稅義務者が同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）が施行日以後に支出する同条第八項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第九項に規定する申告特例の求めについては、なお従前の例による。

6 市町村民税の所得割の納稅義務者が令和四年一月一日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における旧法附則第六十一条第三項の規定により読み替えて適用される旧法附則第五条の四の二第五項の規定による控除については、なお従前の例による。

7 新法附則第六十一条第二項の規定は、市町村民税の所得割の納稅義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日前に新震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市町村民税の所得割の納稅義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合は、なお従前の例による。

8 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

9 旧法附則第七条の六第三項の大企業外国法人の令和四年一月一日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

(第五号) 附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項の改正規定並びに第六条中地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第十三条第三項の規定による改正前の地方税法第二十条の九の三第三項の改正規定並びに次条並びに附則第五条第一項、第七条第二項及び第十二条第一項の規定 令和四年十二月三十日

三 第一条中地方税法第四十五条の三の二の見出し及び同条第一項、第四十五条の三の三の見出し及び同条第一項、第三百七十七条の三の二の見出し及び同条第一項並びに第三百七十七条の三の三の見出し及び同条第一項の改正規定並びに同法附則第五条の四の二第一項及び第五项、第三十四条の二第三項及び第六项、第四十五条並びに第六十一条の改正規定並びに附則第三条第一項から第三项まで及び第五项から第七项まで、第十条第一項から第三项まで及び第五项から第七项まで並びに第二十七条(地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号)附則第二十一条の改正規定を除く。)の規定 令和五年一月一日

四 第二条(次号及び第十号に掲げる改正規定を除く。) 第十一条、第十二条(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第二十条第二項の改正規定に限る。)及び第十三条(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十条第二項の改正規定に限る。)並びに附則第九条の規定

令和五年四月一日

五 第二条中地方税法第三十二条第十三項及び第十五項、第三十七條の四、第四十五条の二第一項

ただし書、第四十五条の三第二項及び第三项、第三百十三条第十三項及び第十五項、第三百四条の九第一項、第三百七十七条の二第一項ただし書並びに第三百七十七条の三第二項及び第三项の改正規定並びに同法附則第三十三条の二第二項及び第六项、第三十五条の二の二の三第一項及び第五项、第三十五条の二の五並びに第三十五条の二の六の改正規定並びに第八条及び第九条並びに附則第四条、第十九条及び第二十条の規定 令和六年一月一日

六 第一条中地方税法第七十二条の二十四の七第六项に一号を加える改正規定 労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)の施行の日

七 第一条中地方税法附則第十一条第八項の改正規定(「第十条第一号」を「第十一条第一項」に改める部分に限る。)及び同法附則第十五条の七第一項の改正規定(「第十条第二号」を「第十一条第一項」に改める部分に限る。)住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十八号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

八 第一条中地方税法附則第十五条第三十九項の改正規定(同項を同条第三十六項とする部分を除く。)並びに附則第十三条第九項及び第十七条第四項の規定 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和四年法律第一号)の施行の日

九 第一条中地方税法附則第十一条第一項の改正規定(「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める部分を除く。)並びに附則第八条第二項及び第三项並びに第十三条第十項及び第十一項の規定 言業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第一号)の施行の日

十 第二条中地方税法第三百八十二条第二項及び第三项並びに第三百八十二条の二第二項の改正規定並びに同法第三百八十二条の三の次に一条を加える改正規定並びに附則第十四条の規定 民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

(更正請求書に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第二十条の九の三第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税、同日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税(これらの方税以外の地方税については、同日後における事業年度に係る法人の事業税並びに令和四年前の年分の個人の事業及び令和四年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対し課する事業所税(これらの地方税以外の地方税については、同日以前にその納稅義務又は特別徴収義務が成立した当該地方税)に係る第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

新法第七十二条の四十八条の二第五項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日以前に終了した事業年度に係る法人の事業税に係る旧法第七十二条の四十八条の二第五項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

(道府県民税に関する経過措置)

第三条 新法第四十五条の三の二第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「三号施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び新法第四十五条の三の二第二項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき旧法第四十五条の三の二第一項に規定する給与について提出した同項及び同条第二項に規定する申告書については、なお従前の例による。

新法第四十五条の三の三第一項の規定は、三号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)第二百三条の六第一項に規定する公的年金等(同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新法第四十五条の三の三第一項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第四十五条の三の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

新法附則第五条の三の三第一項から第四項までの規定は、道府県民税の所得割の納稅義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号。以下この項及び第五項において「所得税法等改正法」という。)第十二条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。以下「新租税特別措置法」という。)第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道府県民税の所得割の納稅義務者が同日以前に所得税法等改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第六項及び第七項において同じ。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

新法附則第七条第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、道府県民税の所得割の納稅義務者がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支出する同条第一項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第一項に規定する申告特例の求めについて適用し、道府県民税の所得割の納稅義務者が施行日前に支出した旧法附則第七条第一項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第二項に規定する申告特例の求めについては、なお従前の例による。

19 第五十三条第二十六項又は第三百二十二条の八第二十六項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該還付対象欠損金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十七項及び第三百二十二条の八第二十七項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第六項の規定により読み替えた第十四項各号」とする。

附則第八条第二十項及び第二十一項を削る。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一
部改正)

第八条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七
年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書(道府県民税の納
稅通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」
を「年分の所得稅に係る地方稅法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「(特例適
用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを
含む)」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第六項第七号中「地方稅法第四十五条の二の
規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第十項中「年の翌年の四月一日の属する年度分
の特例適用配当等申告書(市町村民税の納稅通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申
告書をいう。以下この項において同じ。)」を「年分の所得稅に係る地方稅法第三百二十七条の三第一
項に規定する確定申告書」に改め、「(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得
ない理由があると市町村長が認めるときを含む)」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条
第十一項第七号中「地方稅法第三百二十七条の二の規定による申告に関する特例その他」を削る。

(租稅條約等の実施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律の一
部改正)

第九条 租稅條約等の実施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律(昭和四十
四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第七項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の條約適用配当等申告書(道府県
民稅の納稅通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において
同じ。)」を「年分の所得稅に係る地方稅法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「(条
約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるとき
を含む)」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第八項第七号中「地方稅法第四十五条の二の
規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第九項中「年の翌年の四月一日の属する年
度分の」を「年分の所得稅に係る」に、「(条約適用配当等申告書にこの条)」を「確定申告書にこの条」
に改め、「(条約適用配当等申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市
町村長が認める場合を含む)」を削り、同条第十三項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の条
約適用配当等申告書(市町村民稅の納稅通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書
をいう。以下この項において同じ。)」を「年分の所得稅に係る地方稅法第三百二十七条の三第一項に
規定する確定申告書」に改め、「(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得
ない理由があると市町村長が認めるときを含む)」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十
项第七号中「地方稅法第三百二十七条の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第
十五項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の」を「年分の所得稅に係る」に、「条約適用配当等
申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にそれらの記載がな
いことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む)」を削る。

(航空機燃料譲与稅法(昭和四十七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条 航空機燃料譲与稅法(昭和四十七年法律第十三号)の一部を次のように改訂する。

(航空機燃料譲与稅法(昭和四十七年法律第十三号)の一部改正)

2 令和四年度分の航空機燃料譲与稅に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用につ
ては、第一条第一項中「十三分の二」とあるのは「十三分の四」と、第三条第一項の表九月の項
中「三月」とあるのは「三月から五月までの間の令和三年度分の航空機燃料稅に係る調査決定額

(国稅收納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)第九条第二項において準用
する会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第六条の規定による調査決定をされた額をいう。以
下この項において同じ。)の九分の四に相当する額と当該期間内の収納に係る令和三年度に所属す
る航空機燃料稅の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額
(当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から當
該超える額の九分の二に相当する額を控除した額(当該控除した額が当該収入額を超える場合は、
当該収入額)に、同年の四月」と「航空機燃料稅の収入額の十三分の二に相当する額」とあるの
は「令和四年度に所属する航空機燃料稅の収入額の十三分の四に相当する額を加算した額」と、
同表三月の項中「十三分の二」とあるのは「十三分の四」とする。

(地方稅法等の一部を改訂する等の法律附則第三十一項の規定によりなおその効力を有する
ものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別稅等に関する暫定措置法(一部改正)
第十一條 地方稅法等の一部を改訂する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一項第二
項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別
稅等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の一部を次のように改訂する。
第二十一條の二中「第七百四十七条の五の二」を「第七百四十七条の六から第七百四十七条の十
二まで」に改める。

(森林環境税及び森林環境譲与稅に関する法律(一部改正))

第十二条 森林環境税及び森林環境譲与稅に関する法律(平成三十一年法律第三号)の一部を次によ
うに改訂する。

第二十条第二項中「第七百四十七条の五の二」を「第七百四十七条の六から第七百四十七条の十
二まで」に改める。

附則第八条のうち地方稅法第三百二十四条の九第二項の改正規定中「申告書に係る年度分の個人の
道府県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税」に改め
る。

(特別法人事業税及び特別法人事業譲与稅に関する法律(一部改正))

第十三条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与稅に関する法律(平成三十一年法律第四号)の一部
を次のように改訂する。

第七条第二号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に改め、
同条第五号中「課される法人」の下に「(地方稅法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業を行
う法人に限る。)」を加え、同条に次の一号を加える。

六 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により法人の事業税を課される法人(地方稅
法第七十二条の二第一項第四号に掲げる事業を行う法人に限る) 基準法人収入割額に百分の
六十の税率を乗して得た金額

六十二・五の税率を乗して得た金額

第十四条第一項中「第五十三条第五十三項、第五十六項及び第五十七項」を「第五十三条第五十
五項、第五十八項及び第五十九項」に、「第三百二十二条の八第五十三項、第五十六項及び第五十七
項」を「第三百二十二条の八第五十五項、第五十八項及び第五十九項」に改める。

第二十条第二項中「第七百四十七条の五の二」を「第七百四十七条の六から第七百四十七条の十
二まで」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号
に定める日から施行する。

一 第七条の規定 公布の日

二 第一条中地方稅法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四八の一第五項の改正規定、第
四条中地方稅法等の一部を改訂する法律(令和二年法律第五号)附則第五条第三項の規定により
なおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方稅法
第二十条の九の三第三項の改正規定、第五条中地方稅法等の一部を改訂する法律(令和二年法律

3 機構は、前三条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、機構指定納付受託者の事務所に立ち入り、機構指定納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。以下この項において同じ。）の作成又は保存がされてゐる場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（機構指定納付受託者の指定の取消し）

第七百四十七条の十一 機構は、機構指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第七百四十七条の八第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第七百四十七条の八第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。

二 第七百四十七条の十第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 機構は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第七百六十二条第二号口（3）中「第七百四十七条の五の二」を「第七百四十七条の六から第七百四十七条の十二まで」に改める。

第七百八十六条第一項及び第七百八十八条第二項中「第七百四十七条の五の二（第三項）」を「第七百四十七条の六（第三項）」に改める。

第七百九十条の二中「第七百四十七条の五の二（第二項）」を「第七百四十七条の六（第二項）」に、「第七百四十七条の五の二（第三項）」を「第七百四十七条の六（第三項）」に改め、「特別徴収義務者」の下に「（機構が機構指定納付受託者（第七百四十七条の八第一項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この条において同じ。）を指定した場合には、当該機構指定納付受託者（当該機構指定納付受託者が第七百四十七条の九の規定により第七百四十七条の八第一項に規定する納付等事務の一部を第七百四十七条の九に規定する政令で定める者に委託した場合には、当該者を含む。）を加える。）」を加える。

附則第十二条の四第二項中「この条」を「この項」に改め、「同条第二項中「土地」とあるのは「施設」とを削り、同条第五項中「この条」を「この項」に改め、「同条第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」とを削り、同条第七項中「この条」を「この項」に改め、「同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」とを削る。

附則第三十三条の二第二項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第一項に、受けようとする旨の記載のある第三十二条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「次に掲げる場合を除く。」及び「ものとし、道府県民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当等について同条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当等については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削り、同条第六項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の四月一日の属する年度分の市町村民税」を「前年分の所得税」に、「につき同項」を「につき租税特別措

置法第八条の四第一項に、「受けようとする旨の記載のある第三百三十三条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「次に掲げる場合を除く。」及び「ものとし、市町村民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当等について同条第一項及び第二項並びに第三百三十四条の三の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当等については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。

附則第三十五条の二の三第一項中「第十項」を「第七項」に改め、同条第五項中「附則第三十五条の二の六第十二項」を「附則第三十五条の二の六第九項」に、「附則第三十五条の二の六第十一項から第二十項まで」を「附則第三十五条の二の六第八項から第十四項まで」に改める。

附則第三十五条の二の五第一項中「第五項、第七項及び第八項並びに次条」を「及び第六項」に、「いふ。第七項」を「いふ。第六項」に改め、同条第二項中「以下この条及び次条」を「次項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「前項に定めるもののほか、第一項から第四項まで」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を第六項とし、第八項を削り、同条第九項中「に定めるもののほか、第七項」を削り、同項を同条第七項とする。

附則第三十五条の二の六第一項中「年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税」を「年分の所得税」に、「第四十五条の二第一項の規定による申告書」を「所得税法第二条第一項第三十七号の確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の二第十項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。）に、「市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において道府県民税の納稅通知書が送達される時までに提出した場合を含む。」を「租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る。」に改め、同条第二項中「第六項」を「第五項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（第八項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を「確定申告書」に改め、「市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納稅通知書が送達される時までに提出した場合を含む。」を「確定申告書」に改め、「とき」の下に「（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項の規定の適用がある場合における」を「第四項の規定の適用がある場合における」を「附則第三十五条の二の六第五項」を「附則第三十五条の二の六第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項及び第九項を削り、第十項を第七項とし、同条第十一項中「年の末日の属する年度の市町村民税」を「年分の所得税」に、「第三百三十七条の二第一項の規定による申告書」を「確定申告書」に「市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において道府県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものを含む。」を「租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る。」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十五項中「年の末日の属する年度の翌年の四月一日の属する年度の市町村民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百三十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（第十八項において準用する同条第十九項と第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を「確定申告書」に改め、「（市町

第三百十七条の二第一項ただし書中「同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。
 第三百十七条の三第二項中「附記された事項」を「付記された事項（総務省令で定める事項を除く。）」に改め、同条第三項中「附記し」を「付記し」に改める。

第三百八十二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記又はこれらの登記の抹消、これらの権利の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記若しくは百年より長い存続期間を百年より短い存続期間に変更する地上権の変更の登記をした場合（登記簿の表題部に記録した所有者のために所有権の保存の登記をした場合又は当該登記を抹消した場合を除く。）

二 登記簿の表題部に記録した所有者又は所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人その他の総務省令で定める者から不動産登記法第一百十九条第六項の申出を受けた場合

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める場合

第三百八十二条第三項中「前二項」を「第一項（前項第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。」に、「においては」を「には」と「本項」を「この項」に改める。

第三百八十二条の二第二項中「この項」の下に「及び第三百八十二条の四」を加える。

第三百八十二条の三の次に次の二条を加える。
 （固定資産課税台帳の閲覧等の特例）

第三百八十二条の四 市町村長は、第三百八十二条の二の規定により固定資産課税台帳若しくはその写しを閲覧に供し、若しくは第三百八十七条第三項若しくは第四項の規定により土地名寄帳若しくは家屋名寄帳若しくはそれらの写しを閲覧に供し、又は第二十条の十若しくは前条の規定により証明書（同条ただし書の規定により証明書）を交付する場合において、当該閲覧又は交付に係る固定資産課税台帳又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳に記載（当該固定資産課税台帳又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳の備付けが第三百八十七条第二項又は第三百八十七条第三項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、記録。以下この条において同じ。）をされている住戸が第三百八十二条第二項（第二号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項の規定による通知に係る者の住所（総務省令で定めるものに限る。）であるときは（総務省令で定める場合に限る。）は、第二十条の十、第三百八十二条の二、前条並びに第三百八十七条第三項及び第四項の規定にかかるわらず、総務省令で定めるところにより、当該固定資産課税台帳若しくは土地名寄帳若しくは家屋名寄帳に当該住所に代わるものとして総務省令で定める事項の記載をしたもの若しくはその写し（当該固定資産課税台帳又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳の備付けが第三百八十七条第二項又は第三百八十七条第二項の規定により電磁的記録の備付けを行われている場合には、当該総務省令で定める事項の記載した書類）を閲覧に供し、又は当該証明書に当該住所に代わるものとして総務省令で定める事項を記載したものを交付しなければならない。

第七百四十七条の二第一項中「第七百四十七条の六」を「第七百四十七条の十三」に、「」の条から第七百四十七条の五までにおいて「機構」を「この章において「機構」に改める。

第七百四十七条の三第一項「第七百四十七条の四第一項及び第七百四十七条の五第一項中「第七百四十七条の六」を「第七百四十七条の十三」とする。
 「この項及び次条」を「この章」に改め、同条を第七百四十七条の六とし、同条の次に次の六条を加える。

（機構指定納付受託者に対する納付又は納入の委託）

第七百四十七条の七 特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者は、電子情報処理組織を使用して行う機構指定納付受託者（次条第一項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この章において同じ。）に対する通知で総務省令で定めるものに基づき納付し、又は納入しようとするときは、機構指定納付受託者に納付又は納入を委託することができる。

（機構指定納付受託者）

第七百四十七条の八 特定徴収金の納付又は納入に関する事務（以下この章において「納付等事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち機構が総務省令で定めるところにより指定するもの（以下この章において「機構指定納付受託者」という。）は、総務省令で定めるところにより、特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けて、納付等事務を行なうことができる。

2 機構は、前項の規定による指定をしたときは、機構指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 機構指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を機構に届け出なければならない。

4 機構は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 地方団体は、第一項の規定による指定に關し必要があると認めるときは、機構に対し意見を述べることができる。

6 地方団体が前項の規定により意見を述べたときは、機構は、当該意見を尊重して必要な措置をとるようしなければならない。

（納付等事務の委託）

第七百四十七条の九 第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けた機構指定納付受託者は、当該委託を受けた納付等事務の一部を、納付等事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託することができる。

（機構指定納付受託者の納付又は納入）

第七百四十七条の十 機構指定納付受託者は、第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けたときは、機構が指定する日までに当該委託を受けた特定徴収金を機構に納付し、又は納入しなければならない。

2 機構指定納付受託者は、第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該委託を受けた年月日を機構に報告しなければならない。

3 機構は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、総務省令で定めるところにより、当該報告に係る事項を当該報告に係る特定徴収金を納付し、又は納入すべき地方団体に通知しなければならない。

4 第一項の場合において、当該機構指定納付受託者が同項の指定する日までに当該特定徴収金を機構に納付し、又は納入したときは、当該委託を受けた日に当該特定徴収金の納付又は納入がされたものとみなす。

（機構指定納付受託者の報酬等の義務）

第七百四十七条の十一 機構指定納付受託者は、総務省令で定めるところにより、報酬を備え付け、これに納付等事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 機構は、前三条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、機構指定納付受託者に対し、報告をさせることができる。

附則第四十五条第一項の表附則第五条の四の二第一項第一号の項中「[第十七項]を「[第十九項]に改め、同条第二項中「[第九項までの規定の]」を「[第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定の]」に改め、同項の表附則第五条の四の二第一項第一号の項中「[第九項まで]」を「[第四項まで若しくは第六項から第十項まで]」に改め、同条第四項の表附則第五条の四の二第五項第一号の項中「[第十七項]を「[第十九項]」に改め、同条第五项中「[第九項までの規定の]」を「[第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定の]」に改め、同項の表附則第五条の四の二第一項第一号の項中「[第九項まで]」を「[第四項まで若しくは第六項から第十項まで]」に改め、同条第五项中「[第九項までの規定の]」を「[第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定の]」に改め、「[第四項まで若しくは第六項から第十項まで]」に改める。

附則第五十六条第十二項及び第十五項中「[第二十三項]」を「[第二十二項]」に改める。

附則第六十一条第一項を削り、同条第二項中「[附則第五条の四の二第五項第一号の項中「[第九項まで]」を「[第四項まで若しくは第六項から第十項まで]」に改める。

「附則第五条の四の二第三項及び」に、「附則第五条の四の二第一項中「[第九項まで]」を「[第四項まで若しくは第六項から第十項まで]」に改め、「[第四項まで若しくは第六項から第十項まで]」に改める。

「[令和十七年度]と、同項及び同条第三項並びに附則第四十五条第三項」を「[これらの規定]」に、「[令和三年]とあるのは」を「[令和三年]とあるのは」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「[附則第五条の四の二第五項及び第七項並びに]」を「[附則第五条の四の二第一項及び第三項並びに]」を「[第四項まで若しくは第六項から第十項まで]」に改める。

「附則第五条の四の二第三項及び」に、「附則第五条の四の二第一項中「[第九項まで]」を「[第四項まで若しくは第六項から第十項まで]」に改め、「[第四項まで若しくは第六項から第十項まで]」に改める。

「[令和十七年度]と、同項及び同条第三項並びに附則第四十五条第三項」を「[これらの規定]」に、「[令和三年]とあるのは」を「[令和三年]とあるのは」に改め、「[令和三年]とあるのは」を「[令和十五年度]と、同項及び同条第七項並びに附則第四十五条第六項」を「[これらの規定]」に、「[令和三年]とあるのは」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第六十三条第一項中「[第四十二条の四第八項第七号]」を「[第四十二条の四第十九項第七号]」に改める。

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

自次中「[第七百四十七条の六]」を「[第七百四十七条の十三]」に改める。

第三条 の四の見出し中「[指定納付受託者]」を「[指定納付受託者等]」に改め、同条第一項中「[規定する指定納付受託者]」の下に「[又は第七百四十七条の八第一項に規定する機構指定納付受託者]」を加え、「[指定納付受託者等]」を「[指定納付受託者等]」に改め、「[又は第七百四十七条の七の規定]」を加え、「[当該指定納付受託者]」を「[当該指定期付受託者等]」に改め、「[第二百三十一條の二の五第一項の規定]」を「[第七百四十七条の十第一項の規定]」に改め、「[同項の]」を「[これららの規定に規定する]」に改め、「[第二百三十一條の二の二の規定]」の下に「[又は第七百四十七条の七の規定]」を加え、「[当該指定納付受託者等]」に改め、同条第一項中「[第七百四十七条の五の二第一項]」を「[第七百四十七条の五の二第二項]」に改める。

第三十二条第十三項中「[特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定配当等申告書(道府県民税の納稅通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいふ。以下この項において同じ。)」を「[前年分の所得税に係る第四十五条の三第一項に規定する確定申告書]」に改め、「[特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。]」を削り、同項ただし番及び各号を削り、同条第十五項中「[特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書]」を「[確定申告書]」に改める。

第四十五条の二第一項ただし番中「[同法第二条第一項第三十二号の四に規定する源泉控除対象配偶者]」を「[所得割の納稅義務者(前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。)の第三十以下であるものに限る。]」で控除対象配偶者に該当しないものに改める。

第四十五条の三第二項中「[附記された事項]」を「[付記された事項(総務省令で定める事項を除く。)]」に改め、同条第三項中「[附記し]」を「[付記し]」に改める。

第七十三条の十八第一項中「[条例の]」を「[条例で]」に、「[によつて]」を「[により]」、条例で定める期間内に「[同条例]」を「[条例]」に改め、同項に次のただし番を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。)は、この限りでない。

第七十三条の十八第三項中「[においては]」を「[には]」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「[前項]」を「[第一項]」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項ただし番の場合においても、道府県知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、当該道府県の条例で定めるところにより、不動産を取得した者に、不動産取得税の賦課徴収に関し条例で定める事項を申告させ、又は報告させることができる。

第七十三条の二十の次に次の二条を加える。

(登記所からの通知)

第七十三条の二十の二 登記所は、第三百八十一條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により市町村長に通知したときは、遅滞なく、当該市町村を包括する道府県の知事にも通知しなければならない。

第七十三条の二十一中「[第七十三条の十八第三項の規定によつて]」を「[第七十三条の十八第四項の規定により]」に、「[においては]」を「[には]」に、「[条例の定めるところによつて]」を「[条例で定めるところにより]」に、「[あわせて]」を「[併せて]」に改める。

第七十三条の二十五第一項中「[取得者から]」の下に「[当該道府県の条例で定めるところにより]」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「[第一項]」を「[前項]」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第七十三条の二十七の二第二項中「[取得者から]」の下に「[当該道府県の条例で定めるところにより]」を加え、同条第三項中「[から第四項まで及び]」を「[及び第三項並びに]」に改める。

第七十三条の二十七の三第一項中「[により]」を「[によら]」に改め、同条第二項中「[取得者から]」の下に「[当該道府県の条例で定めるところにより]」を加え、同条第三項中「[から第四項まで、第七十三条の二十六並びに]」を「[及び第三項、第七十三条の二十六並びに]」に改める。

第七十三条の二十七の四第二項中「[取得者から]」の下に「[当該道府県の条例で定めるところにより]」を加え、同条第三項中「[から第四項まで及び]」を「[及び第三項並びに]」に改める。

第七十三条の二十七の六第二項中「[取得者から]」の下に「[当該道府県の条例で定めるところにより]」を加え、同条第三項中「[から第四項まで、第七十三条の二十六並びに]」を「[及び第三項、第七十三条の二十六並びに]」に改める。

第七十三条の二十三項中「[特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定配当等申告書(市町村民税の納稅通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいふ。以下この項において同じ。)」を「[前年分の所得税に係る第三百一十七条の三第一項に規定する確定申告書]」に改め、「[特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。]」を削り、同項ただし番及び各号を削り、同条第十五項中「[特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市町村民税の納稅通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいふ。以下この項において同じ。)」を「[前年分の所得税に係る第三百一十七条の三第一項に規定する確定申告書]」に改め、「[特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。]」を削り、同項ただし番及び各号を削り、同条第十五項中「[特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書]」に改める。

第三百一十七条の四中「[特定配当等申告書]」及び「[特定株式等譲渡所得金額申告書]」を「[確定申告書]」に改める。

第三百一十七条の二第一項ただし番中「[同法第二条第一項第三十二号の四に規定する源泉控除対象配偶者]」を「[所得割の納稅義務者(前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。)の第三十以下であるものに限る。]」で控除対象配偶者に該当しないものに改める。

四条第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)の第三十以下であるものに限る。)に改める。

第三百一十四条の九第一項中「[特定配当等申告書]」及び「[特定株式等譲渡所得金額申告書]」を「[確定申告書]」に改める。

ら三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に四分の三を参考して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

附則第十五条の二第一項中「前条第十三項若しくは第十四項」を「前条第十三項」に改め、同条第二項中「令和三年度」を「令和八年度」に、「第十四項若しくは第二十八項」を「若しくは第二十七項」に改める。

附則第十五条の三中「令和三年度」を「令和八年度」に改める。

附則第十五条の六第一項中「昭和三十八年一月二日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年一月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、「第十五条の九の二第一項において同じ。」の規定による勧告（以下この項において「勧告」という。）を受けた者が、同条第五項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅（その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。）を除く。以下この条において同じ。」を加え、同条第二項中「昭和三十九年一月二日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改める。

附則第十五条の七第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第十二条第二号」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「同年四月一日」に改める。

附則第十五条の八第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第一項、第四項及び第五項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」を「平成二十六年四月一日」に、「同年四月一日」から令和四年三月三十一日」を「平成二十六年四月一日」に改め、同条第九項中「平成二十六年四月一日」を「令和四年三月三十一日」に、「同年四月一日」に改める。

日から令和四年三月三十一日までを「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「改修工事で」を「改修工事その他の工事で」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「熱損失防止改修等住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に改め、同条第十項中「平成二十年一月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「同年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「熱損失防止改修等専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に改め、同条十一項中「熱損失防止改修等住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修等工事等」に改め、同条十二項中「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修等専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に改める。

附則第十五条の九の二第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成二十年一月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「特定熱損失防止改修等住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に改め、同条第五項中「平成二十年一月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「熱損失防止改修工事等」に、「特定熱損失防止改修等専有部分」に改め、同条第六項中「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第七項中「特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等専有部分」に改める。

附則第十五条の十一第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十七条第六号の表(2)中「令和四年度又は」を「令和四年度である場合であつて、当該土地が令和三年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和四年改正前の地方税法」という。）第三百四十九

条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度がに改め、同号口の表(2)中「令和四年度又は」を「令和四年度である場合であつて、当該土地が令和三年度分の固定資産税について令和四年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度がに改める。

附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第十項、第十八項、第二十一項、第三十三項から第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項及び第四十三項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及び同条第六項の表附則第十五条第十項、第十八項、第二十一項、第三十三項から第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項及び第四十三項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「第十八項、第二十一項、第三十三項から第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項及び第四十三項」を「第十七項、第二十項、第三十二項から第三十六項まで、第三十九項、第四十項及び第四十四項」に改める。

附則第十八条第一項中「百分の五」の下に「商業地等に係る令和四年度分の固定資産税にあつて」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改める。

附則第十八条の三第二項第二号口及び第四項第二号口中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第一項第一号イ中「について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加え、同号口中「令和三年度分の固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加え、同号口及び同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十四条の次に次の二条を加える。

（令和三年度における固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出の特例）
第二十四条の二 令和三年度分の固定資産税について附則第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三第四項、第十九条の四第一項又は第二十一条の二第一項第一号口（同号口の規定に基づく条例で定める割合として百分の百が定められている場合に限る。）の規定の適用を受ける土地に對して課する同年度分の固定資産税に限り、第四百三十二条第一項中「日まで」とあるのは、「日まで及び令和四年四月一日から納稅通知書の交付を受けた日後十五月を経過する日まで」と読み替えるものとする。

附則第二十五条第一項中「百分の五」の下に「商業地等に係る令和四年度分の都市計画税にあつて」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改める。

附則第二十五条の三第二項第二号口及び第四項第二号口中「固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第一項第一号イ中「について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加え、同号口中「令和三年度分の固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加え、同項第二号口及び同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和四年改正前の地方税法」を加える。

附則第三十三条第一項及び第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「提出産業高度化・事業革新促進計画」を「提出産業イノベーション促進計画」に、「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改め、「産業高度化・事業革新促進事業」の下に「で政令で定めるもの」を加え、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め。

附則第三十四条の二第三項及び第六項中「第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の八」に改める。

附則第三十五条の二の大第八項及び第十八項、第三十五条の三第八項及び第十八項並びに第三十五条の四の二第四項及び第十項中「第一項の二」を「同項の二」に改める。

附則第四十一条第三項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十七項」に改める。

附則第三十四条の二第三項及び第六項中「第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の八」に改める。

附則第三十五条の二の大第八項及び第十八項、第三十五条の三第八項及び第十八項並びに第三十五条の四の二第四項及び第十項中「第一項の二」を「同項の二」に改める。

附則第四十一条第三項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十七項」に改める。

附則第十一条第一項中「農業經營基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画」に、「令和三年四月一日」を「農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第二号)」の施行の日]に改め、同条第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第十一条第二号」を「第十一条第一項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十五項とし、同条第十六項から第十八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十九項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条中第二十一項を第二十項とし、第二十二項を第二十一項とし、同条第二十三項中「第三十一項」を「第三十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とし、同条に次の二項を加える。

18 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第十二条の七に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第十二条の二第一項に規定する医療機関の再編の事業により政令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の五第三項中「第七十三条の十四第六項に」を第七十三条の十四第七項に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第十項」に、「第七十三条の十四第六項、第八項及び第九項」を「第七十三条の十四第七項、第九項及び第十項」に改め、同項の表第七十三条の十四第六項の項中「第七十三条の十四第六項」を「第七十三条の十四第七項」に改め、同表第七十三条の十四第八項及び第九項第一号、第七十三条の二十七の三第一項並びに附則第十一条第一項の項中「第七十三条の十四第八項及び第九項第一号」を「第七十三条の十四第九項及び第十項第一号」に改める。

附則第十一条の六中「第七十三条の十四第六項、第八項若しくは第九項」を「第七十三条の十四第七項、第九項若しくは第十項」に改める。

附則第十二条の二の九に次に次の二項を加える。

(国際博覧会の開催に伴う自動車税の非課税)

第十二条の二の九の二 道府県は、令和六年度分及び令和七年度分の自動車税に限り、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会が取得し、又は所有する一般貸切用のバスで国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会の観客の輸送の用に供するものに対し、第百四十六条第一項の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

附則第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(固定資産税等の非課税)」を付し、同条の次に次の二項を加える。

第十四条の二 市町村は、令和五年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会が国際博覧会に関する条約の適用を受け令和七年に開催される国際博覧会(以下この条において「博覧会」という。)の会場において、第百四十六条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

附則第十五条第一項中「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同項第五号中「使用する者が」を「使用する者(令和四年四月一日以後に供用が開始された同法第二条第三号において「工場等」という)において当該供用が開始された日前から引き続き事業を行う者に限る」と改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十一項を「(固定資産税等の非課税)」を付し、同条の次に次の二項を加える。

44 令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に特定都市河川浸水被害対策法第五十三條第一項の規定により指定された貯留機能保全区域(以下この項において「貯留機能保全区域」という)内にある土地に對して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、貯留機能保全区域として指定された日の属する年の翌年の一月一日(当該指定された日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度か

る)が当該工場等に、「四分の三」を「五分の四」に、「三分の二以上六分の五以下」を「十分の七以上十分の九以下」に改め、同条第三項及び第五項中「令和三年度」を「令和五年度」に改め、同条第七項中「平成二十二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「五分の三」を「三分の二」に改め、同条第十一項中「第十九項」を「第十八項」に改め、同条中第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項から第十八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十九項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条中第二十一項を第二十項とし、第二十二項を第二十一項とし、同条第二十三項中「第三十一項」を「第三十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条中第二十四項を第二十三項とし、第二十五項を二十四項とし、第二十六項を二十五項とし、同条第二十七項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第二条第三項」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第二条第二項」に、「同条第四項第六号」を「同条第二項第六号」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項第一号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「この号」を「この号及び次号八」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条中第二十九項を第二十八項とし、第三十項を第二十九項とし、第三十一項を第三十項とし、同条第三十二項中「令和四年三月三十一日までの間に新設した」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十九項中「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十一年法律第四十九号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和四年法律第一号)」の施行の日」に、「同法第十五条」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十一年法律第四十九号)第十五条」に改め、第三十五項を第三十四項とし、第三十六項及び第三十七項を削り、同条第三十八項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十九項中「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十一年法律第四十九号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和四年法律第一号)」の施行の日」に、「同法第十五条」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十一年法律第四十九号)第十五条」に改め、「三分の二」の下に「当該土地及び借却資産のうち同法第二条第三項第八号に掲げる事業により整備する施設の用に供するものにあつては、当該土地及び借却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき價格の三分の二」を加え、同項を同条第三十六項とし、同条第四十項を同条第三十七項とし、同条第四十一項中「令和二年四月一日」を「農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第二号)」の施行の日」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすこととが見込まれる農業者とされた者」を「同法第十九条第七項の規定による公告があつた同条第一項に規定する地域計画において同条第三項の規定により地図に表示された同法第四条第一項に規定する農用地等に係る同法第十九条第三項に規定する農業を担う者」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十二項を同条第三十九項とし、同条第四十三項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条中第四十五項を第四十二項とし、第四十六項を第四十三項とし、同条に次の二項を加える。

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽
令和四年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

(抜粋)

法律第一号 (地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二十条の五の二第一項中「第五十三条第六十三項」を「第五十三条第六十五項」に、「第三百二十二条の八第六十項」を「第三百二十二条の八第六十二項」に、「第五十三条第七十七項」を「第五十三条第七十九項」に、「第三百二十二条の八第七十四項」を「第三百二十二条の八第七十六項」に改める。

第二十条の九の三第一項第一号中「又は」を「又は」に改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し」に改める。

第二十四条第六項中「第五十三条第六十三項から第七十九項まで」を「第五十三条第六十五項から第八十一項まで」に改める。

第二十四条の二第五項の表第五十三条第五十八項の項中「第五十三条第五十八項」を「第五十三条第六十項」に改める。

第四十五条の三の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 所得割の納稅義務者(合計所得金額が千万円以下であるものに限る)の自己と生計を一にする配偶者(第三十二条第三項に規定する育児事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。)の氏名
第四十五条の三の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「あつて」の下に「特定配偶者(所得割の納稅義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第五十条の二)に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る)」を「第四十二項及び」に、「及び次項」を「から第四十一項まで」に、「及び第四十一項及び」を「第四十二項及び」に、「及び次項」を「から第四十一項まで」に、「及び第四十一項」を「から第四十二項まで」に、「この項において」を「この項から第四十一項までにおいて」に改め、同条第四十項中「法人税法第六十九条第十六項の規定の適用がある」を「次に掲げる場合のいづれかに該当する」に、「前項」を「同項」に改め、同項に次の各号を加える。
一 法人税法第六十九条第十六項(第一号に係る部分に限る)の規定の適用がある場合(同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。)